

再任用としての働き方について

福島県教育委員会 令和7年度版

令和5年度から段階的に定年年齢が引き上げられ、将来的に定年年齢は65歳となります。その引上げ期間中、定年年齢が65歳に達しない職員の65歳までの任用の機会を確保するため、暫定再任用制度として従前の再任用制度と同様の仕組みが措置されることになりました。

この他に、60歳以降の多様な働き方の一つとして、令和6年度から60歳に達した日以後に退職した職員を対象とする定年前再任用短時間勤務を運用しております。

本パンフレットは、60歳以降の再任用職員の働き方として、暫定再任用制度と定年前再任用短時間勤務を取り扱います。

1 令和7年度及びそれ以降の再任用としての働き方にはどのような種類があり、どのような人が対象となりますか。

再任用の種類は以下のとおりです。なお、再任用を希望する職員が対象となります。

○ 暫定再任用制度

(1)新条例施行日以降(令和5年4月1日以降)に退職する方

〈対象年齢〉

定年年齢に達する年度の翌年度から65歳に達する年度まで

- ・ 61歳定年の者は62歳に達する年度から
- ・ 62歳定年の者は63歳に達する年度から
- ・ 63歳定年の者は64歳に達する年度から
- ・ 64歳定年の者は65歳の年度のみ

〈対象となる教職員〉

上記対象年齢の教職員のうち、以下のいずれかに該当する者

- ① 定年退職した者
- ② 定年前再任用短時間勤務として採用された者のうち、任期を満了したことにより退職した者
- ③ 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して、5年を経過するまでの間にある者

(教育庁等事務系職員及び県立学校事務系職員を除く)

- ④ 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に、暫定再任用されたことがある者

【③、④についての補足】

No	生年月日	定年退職 予定年度	定年退職 年齢	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1	S38.4.2~S39.4.1	R 6	61歳	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
2	S39.4.2~S40.4.1	R 8	62歳	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
3	S40.4.2~S41.4.1	R 10	63歳	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
4	S41.4.2~S42.4.1	R 12	64歳	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
5	S42.4.2~S43.4.1	R 14	65歳	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
6	S43.4.2~S44.4.1	R 15	65歳	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65

※ 部分が退職した場合、部分が暫定再任用の対象期間となります。

(2)新条例施行日前(令和5年3月31日以前)に退職した方

〈対象年齢〉

61歳に達する年度から65歳に達する年度まで

〈対象となる教職員〉

上記対象年齢の教職員のうち、以下のいずれかに該当する者

① 定年退職した者

② 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して、5年を経過するまでの間にある者

(教育庁等事務系職員及び県立学校事務系職員を除く)

③ ②に該当する者として再任用又は暫定再任用されたことがある者

【②、③についての補足】

No	生年月日	定年退職 予定年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1	S33.4.2~S34.4.1	H30	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
2	S34.4.2~S35.4.1	R1	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
3	S35.4.2~S36.4.1	R2	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73
4	S36.4.2~S37.4.1	R3	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
5	S37.4.2~S38.4.1	R4	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
6	S38.4.2~S39.4.1	R6	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
7	S39.4.2~S40.4.1	R8	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
8	S40.4.2~S41.4.1	R10	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
9	S41.4.2~S42.4.1	R12	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67

※ 部分で退職した場合、部分が暫定再任用の対象期間となります。

○ 定年前再任用短時間勤務

60歳に達した日以後に退職した職員で、定年退職日相当日※までの期間にある者

※ 定年退職日相当日とは、正規の常勤職員の定年退職日となります。

2 希望すれば、全員再任用されるのですか？

再任用に際しては、任命権者が従前の勤務実績等に基づく選考を行います。

なお、再任用を行うことができるのは、志願者が退職した地方公共団体の任命権者に限られますが、退職時の任命権者に限られるものではありません。

また、県教育委員会は、県費負担教職員を退職時の市町村とは別の県内市町村の県費負担教職員に再任用することができます。

3 任期はどれくらいですか？

暫定再任用職員の任期は1年を超えない範囲で、4月1日から3月31日までを基本とします。ただし、市町村立学校における暫定再任用短時間勤務職員については、人事管理の必要に応じて、年度途中からの任用が行われる場合があります。

なお、暫定再任用期間における勤務実績が良好な場合は、所定の手続により任期の更新ができるものとされており、1年ごとの更新を繰り返した場合、任期は最長で65歳に達する日以後の最初の3月31日までとなります。

一方、定年前再任用短時間勤務の任期は、定年前再任用の日から定年退職日相当日までで、任用は4月1日からを基本としますが、市町村立学校では年度途中からの場合もあります。

4 暫定再任用制度と定年前再任用短時間勤務は、今後どのように運用されますか？

暫定再任用制度は、定年引上げ制度が完成する令和13年度まで運用される予定です。令和14年度以降は、定年前再任用短時間勤務に一本化されます。一本化されるまでの暫定再任用勤務対象期間と定年前再任用短時間勤務対象期間は、下の表のとおりとなります。
なお、新条例施行日前（令和5年3月31日以前）に普通退職等された方の暫定再任用勤務対象期間については、1頁1の(2)を参照してください。

年度		R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)
定年年齢		61	61	62	62	63	63	64	64	65	65
生 年 月 日	S33.4.2 ～S.34.4.1	65歳 暫再									
	S34.4.2 ～S.35.4.1	64歳 暫再	65歳 暫再								
	S35.4.2 ～S.36.4.1	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再							
	S36.4.2 ～S.37.4.1	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再						
	S37.4.2 ～S.38.4.1	61歳 暫再	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
	S38.4.2 ～S.39.4.1	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
	S39.4.2 ～S.40.4.1	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再			
	S40.4.2 ～S.41.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫再	65歳 暫再		
	S41.4.2 ～S.42.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫再	
	S42.4.2 ～S.43.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

※ 表中の年齢は年度末年齢です

- 定年前再任用短時間勤務対象期間
- 暫定再任用勤務対象期間

5 勤務形態はどのようなになりますか？

勤務形態は次の2種類となります。

- (1) 常時勤務を要する職（暫定再任用常時勤務職員）…週38時間45分
（以下「フルタイム勤務」という。）
- (2) 短時間勤務の職（暫定・定年前再任用短時間勤務職員）…4週77時間30分
（以下「パートタイム勤務」という。）

再任用職員の配置は、県教育委員会の人事計画によります。暫定再任用におけるフルタイム勤務かパートタイム勤務かの取扱いについては、任用しようとする職の状況や職員の適性、能力等により総合的に決定されます。また、パートタイム勤務の場合の勤務時間帯及び勤務曜日等は、職務内容、配置先の事情等により決定されます。

なお、教育庁等事務系職員及び県立学校事務系職員に関しましては教育総務課より案内がありますので、そちらをご確認ください。

6 職種等はどうようになりますか？

再任用としての働き方は、公務員として長年培ってきた知識・経験を公務に活用することを目的としたものでもあり、定年退職前の職員と同様の本来的な職務に従事するものです。

原則として、職種については退職前と同一の職種に、職位については、退職前と同一又は退職前より下位の職位に任用することとなります。

7 給与等はどうようになりますか？

- (1) 給料月額については、
 - ア フルタイム勤務 … 各給料表において職務ごとに定められた給料月額となります。
 - イ パートタイム勤務 … [アの月額×週当たりの勤務時間÷38.75] となります。ただし、ア、イともに昇給はしません。
なお、給料の月額として職務によって教職調整額が含まれます。所属又は従事する業務によって、給料の調整額が支給されます。
- (2) 諸手当については、職務に関連する手当は支給しますが、長期継続任用を前提とした生計費を補完する手当は支給しません。
 - ア 支給される手当 … 住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、超過勤務手当等
 - イ 支給されない手当 … 扶養手当、寒冷地手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当なお、再任用後の退職の際は、退職手当を支給しません。
その他、再任用職員は、赴任旅費の支給対象となります。

8 休暇はどのようになりますか？

- (1) 年次有給休暇は、定年退職前の職員と異なる扱いになります。日数については、勤務日数（時間数）と任用期間に応じて付与されますが、パートタイム勤務職員では勤務形態により異なった適用となります。
繰越しについては、定年退職後引き続き再任用される場合、定年前に付与された当該年の年次有給休暇が引き継がれます。
- (2) 病気休暇、特別休暇（リフレッシュ休暇を除く）及び介護休暇は、基本的に定年退職前の職員と同様の扱いとなります。ただし、パートタイム勤務の場合、夏季休暇の期間は「1週間当たりの勤務日数を超えない日数で、かつ、時間に換算した場合において、1週間当たりの勤務時間を超えない時間数」となります（フルタイム勤務の場合は5日以内）。

9 その他の勤務条件等はどのようになりますか？

- (1) 政治的行為の制限、営利企業等の従事制限等の服務関係規定、分限及び懲戒については、定年退職前の職員と同様に適用されます。
- (2) 災害補償については、地方公務員災害補償法の規定により公務災害と通勤災害が適用されます。
- (3) 共済組合については、フルタイム勤務の場合は「一般組合員」（短期給付（医療保険）、福祉事業（健康診断等）、及び長期給付（厚生年金保険）全てが適用される組合員）となりますが、パートタイム勤務の場合は組合員にはなりません。
- (4) 教職員互助会については、フルタイム勤務の場合は会員となりますが、パートタイム勤務の場合は会員にはなりません。
- (5) 雇用保険については、フルタイム勤務の場合は被保険者となります。

10 厚生年金等はどうになりますか？

厚生年金については、次のとおりです。

- (1) フルタイム勤務 … 公立学校共済組合の一般組合員となり、3号厚生年金の被保険者となります。

65歳からの老齢厚生年金は、「賃金＋年金」が50万円（令和6年4月1日からの基準額）を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止となります。

年金受給者は、再退職時に年金額が改定され、既に裁定されている年金の算定基礎期間と退職日までの期間を合算した期間分の年金が支給されます。また、在職中であっても、毎年10月に年金額が改定されます。

- (2) パートタイム勤務 … 公立学校共済組合の組合員、厚生年金の被保険者にならないため、在職停止は適用されず、65歳からの老齢厚生年金が支給されます。

次の表は、教育職員のフルタイム勤務とパートタイム勤務における給与と年金の受給の一例です。

＜定年退職後の年金等受給例＞

【設定例】	【年金試算額】
職 種：中学校教諭	◇ 65歳から支給される
生 年 月 日：昭和39年10月15日	本来支給の老齢厚生年金
退 職 日：令和7年3月31日	≒ 178.5万円
共済組合加入期間：38年（456月）	（経過的職域加算等除く）148.5万円
退職前の給料月額：小中教育職2級165号給	◇ 65歳から支給される老齢基礎年金
（教職調整額含む）435,656円	≒ 73.8万円
被扶養配偶者等：なし（加給年金額なし）	※ 誕生月の翌月（1日生まれは当該月）
再 任 用 年 月 日：令和7年4月1日	分から支給
再任用時給料月額：小中教育職2級	※ 令和6年4月1日時点の条件で試算
（教職調整額含む）290,056円（フルタイム）	
義務教育等教員	
特 別 手 当 月 額：3,800円（フルタイム）	
標準報酬月額：300,000円	

1 パートタイム勤務教諭として、更新により5年目も再任用される場合（4週77時間30分勤務）

年度	期 間	年齢	給与(年額)	支給年金額	(年金額計算)
7	R7.4～R8.3		210.4万円	—	
8	R8.4～R9.3		210.4万円	—	
9	R9.4～R10.3		210.4万円	—	
10	R10.4～R10.10		210.4万円	—	
11	R11.4～R11.10	65歳	210.4万円	105.0万円	(厚生年金) 178.5万円×5/12= 74.3万円
	R11.11～R12.3				(基礎年金) 73.8万円×5/12= 30.7万円
12	R12.4～		—	252.3万円	(厚生年金) 178.5万円 (基礎年金) 73.8万円

※ 給与（年額）（（145,028+1,900）×12）+（145,028×2.35）＝210.4万円

2 フルタイム勤務教諭として、更新により5年目も再任用される場合

年度	期 間	年 齢	給与(年額)	支給年金額	(年金額計算)
7	R7.4～R8.3		424.2万円	—	
8	R8.4～R9.3		424.2万円	—	
9	R9.4～R10.3		424.2万円	—	
10	R10.4～R10.10		424.2万円	—	
11	R11.4～R11.10	65歳	424.2万円	93.2万円	(厚生年金) 12.5万円×5=62.5万円
	R11.11～R12.3				(基礎年金) 73.8万円×5/12=30.7万円
12	R12.4～		—	269.8万円	(厚生年金) 196.0万円(再任用期間を加算) (基礎年金) 73.8万円

※ 給与(年額) $((290,056 + 3,800) \times 12) + (290,056 \times 1.05 \times 2.35) = 424.2$ 万円

※ 給与との調整により厚生年金の年金額一部停止あり(R11年度)

* 上記例は、あくまでも令和6年度当初段階での一例としての試算であり、金額を保障したり、平均額を示したりするものではありません。年金額等は、職員の個別の状況によって異なります。また、共済組合掛金、雇用保険料、所得税等の負担は考慮していません。

* フルタイム勤務の場合は、経過的職域加算額及び年金払い退職給付が全額停止されます。

1.1 県立学校と市町村立学校で任用可能な職種に違いはありますか？

(1) 県立学校と市町村立学校で再任用ができる職種は次のとおりです。

	職 名	暫定再任用		定年前再任用
		フルタイム	パートタイム	パートタイム
県立学校	教 諭	○	○	○
	養 護 教 諭	○	—	○
	実 習 助 手	○	—	○
	寄宿舎指導員	○	—	○
市町村立学校	教 諭	○	○	○
	養 護 教 諭	○	※	○
	栄 養 教 諭	○	※	○
	学校事務職員	○	○	○
	学校栄養職員	○	※	○

※ 市町村立学校における養護教諭、栄養教諭又は学校栄養職員に関する暫定再任用パートタイム勤務については、定年前再任用短時間勤務としてすでに任用された実績があり、暫定再任用制度においても引き続きパートタイム勤務を希望する場合のみ、1年ごとに選考を経て配置することが可能です。

(2) 当面、次の運用方針とします。

ア パートタイム勤務職員の勤務時間数は、4週当たり77時間30分とします。

イ 職務内容は次のとおりです。

(ア) フルタイム勤務職員

定年退職前の職員と同じ勤務内容とします。

(イ) パートタイム勤務職員

退職前の職員と同様の勤務内容となります。

なお、部活動指導については、勤務時間内かつ校内においてのみ担当することとなります。職務内容の詳細については、各校種の取扱いを確認してください。

また、学校事務職員については、大規模校や小規模校等の学校事務を担当するものとします。

(3) 選考は、従前の勤務実績に加えて、面接と下記の提出資料を総合して行います。

提出資料

(ア) 志願書 (イ) 履歴書 (ウ) 免許状の写し又は免許状授与証明書 (エ) 健康診断書

(4) その他

再任用対象年齢者の任用については、勤務条件等により、再任用職員として任用されない場合があります。

12 あなたが教育庁等事務系職員又は県立学校事務系職員の場合は…

教育総務課より案内がありますので、別途ご確認ください。

13 志願、選考、採用等について、どこに問い合わせればよいでしょうか？

(1) 教育職員及び市町村立学校事務系職員等の再任用について

現在の勤務校が属する地域を担当する教育事務所（学校教育課）に問い合わせてください。

教育事務所	学校教育課電話番号
県北教育事務所	024-521-2815
県中教育事務所	024-935-1489
県南教育事務所	○市町村立学校 0248-23-1665 ○県立学校は県中教育事務所にお問い合わせください。
会津教育事務所	0242-29-5493
南会津教育事務所	○市町村立学校 0241-62-5365 ○県立学校は会津教育事務所にお問い合わせください。
相双教育事務所	0244-26-1317
いわき教育事務所	0246-24-6216

(2) 教育庁等及び県立学校事務系職員の再任用について

教育総務課	電話番号 024-521-7755
-------	-------------------

職員の定年等に関する条例（福島県条例第3号）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の四第一項及び第二項、第二十二條の五第一項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで並びに第二十八條の七並びに警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六條の四第二項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（平一三条例五・令四条例五七・一部改正）

第二章 定年制度

（令四条例五七・章名追加）

（定年による退職）

第二条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第三条 職員の定年は、年齢六十五年とする。

2 前項の規定にかかわらず、病院、保健福祉事務所、社会福祉施設、保健福祉部保健福祉総室その他医療業務を行う施設等において医療業務に従事する医師の定年は、年齢七十年とする。

（平六条例八・平一四条例三・平一五条例三・平二〇条例一二・令四条例五七・一部改正）

（定年による退職の特例）

第四条 任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（第九条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）

（第九条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定める。

（令四条例五七・一部改正）

（定年に関する施策の調査等）

第五条 知事は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

（平一三条例五・旧第六條繰上）

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

（令四条例五七・追加）

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条 法第二十八條の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、保健福祉事務所、社会福祉施設、保健福祉部保健福祉総室その他医療業務を行う施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

一 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第七条の二第一項、福島県公営企業

の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和四十一年福島県条例第七十四号）
第四条又は福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号）第五条に規定する給料の特別調整額を支給される職員の職

二 職員の給与に関する条例別表第三に定める教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特二級である職

三 警視又は警部の階級にある警察官（第一号に掲げる職を除く。）

四 前三号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として人事委員会規則で定める職
（令四条例五七・追加）

（管理監督職勤務上限年齢）

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

（令四条例五七・追加）

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合に、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第一号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第二号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「降任等」と読み替えるものとする。

（令四条例五七・追加）

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

きる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができない。

- 3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（令四条例五七・追加）

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（令四条例五七・追加）

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十一条 任命権者は、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、当該異動期間が延長された管理監督職を占める職員について他の職への降任等をするものとする。

（令四条例五七・追加）

第四章 定年前再任用短時間勤務制

（令四条例五七・追加）

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢六十一年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該職員が占める職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

（令四条例五七・追加）

第十三条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合の年齢六十一年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（令四条例五七・追加）

第五章 雑則

（令四条例五七・追加）

（雑則）

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（令四条例五七・追加）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第四条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下「改正法」という。）附則第三条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号）附則第三条」と、同項及び同条第二項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和六十年三月三十一日」と読み替えるものとする。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

(令四条例五七・追加)

- 4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年福島県条例第五十七号。以下この項から附則第六項までにおいて「令和四年改正条例」という。）による改正前の第三条各号に掲げる職員であって、第三条第一項の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

一 令和四年改正条例による改正前の第三条第一号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条第一項中「六十五年」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十五年
-------------------------	------

二 令和四年改正条例による改正前の第三条第二号に掲げる職員については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第三条第一項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

(令四条例五七・追加)

- 5 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、令和四年改正条例による改正前の第三条第一号に掲げる職員に対する第三条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

(令四条例五七・追加)

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第三条第二項、令和四年改正条例による改正前の第三条第一号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（令和四年改正条例による改正前の第三条第二号に掲げる職員にあっては同号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(令四条例五七・追加)

- 7 警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(令四条例五七・追加)

附 則（令和四年条例第五七号）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第二条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条から附則第六条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者

二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがある者

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したこ

とにより退職した者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、組合（県が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。以下次項及び附則第六条において同じ。）における前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

第五条 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第二項及び附則第十条において同じ。）に達している者（新条例第十二条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。

第六条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第十三条第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。

(令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢)

第七条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢)

第八条 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第九条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第三条から第六条までの規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第十条 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者となった者(基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

第十一条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は年齢六十年とする。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第十二条 職員の再任用に関する条例(平成十三年福島県条例第五号)は、廃止する。

福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例（福島県条例第三十号）

福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例をここに公布する。

福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 定年制度（第三条―第五条）
- 第三章 管理監督職務上限年齢制（第六条―第十一条）
- 第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十二条・第十三条）
- 第五章 雑則（第十四条）
- 附則

第一章 総則
（令四条例八九・章名追加）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十三条第三項の規定に基づき、市町村立学校職員の地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項及び第二項、第二十二条の五第一項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項及び第二項並びに第二十八条の七の規定に基づく定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（平一三条例四〇・令四条例八九・一部改正）

（定義）

第二条 この条例において「市町村立学校職員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。

第二章 定年制度
（令四条例八九・章名追加）

（定年による退職）

第三条 市町村立学校職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第四条 市町村立学校職員の定年は、年齢六十五年とする。

（令四条例八九・一部改正）

（定年による退職の特例）

第五条 任命権者は、定年に達した市町村立学校職員が第三条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（第九条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第九条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができない。

- 一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - 三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えないことができない。
- 3 任命権者は、第一項の規定により市町村立学校職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第一項の規定により引き続き勤務することとされた市町村立学校職員及び第二項の規定により期限が延長された市町村立学校職員について、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得

て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、人事委員会規則で定める。

(令四条例八九・一部改正)

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

(令四条例八九・追加)

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- 一 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)第八条の七第一項に規定する管理職手当を支給される学校職員の職
- 二 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例別表第一に定める教育職給料表の適用を受ける教育職員でその職務の級が特二級である職
- 三 前二号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として人事委員会規則で定める職

(令四条例八九・追加)

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

(令四条例八九・追加)

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- 三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める市町村立学校職員(以下この号において「上位職市町村立学校職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職市町村立学校職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(令四条例八九・追加)

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める市町村立学校職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- 一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める市町村立

学校職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる市町村立学校職員

（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（令四条例八九・追加）

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第十条 任命権者は、前条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ市町村立学校職員の同意を得なければならない。

（令四条例八九・追加）

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第十一条 任命権者は、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、当該異動期間が延長された管理監督職を占める市町村立学校職員について他の職への降任等をするものとする。

（令四条例八九・追加）

第四章 定年前再任用短時間勤務制

（令四条例八九・追加）

（定年前再任用短時間勤務学校職員の任用）

- 第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢六十一年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該職員が占める職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

（令四条例八九・追加）

- 第十三条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県又は市町村が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合の年齢六十一年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（令四条例八九・追加）

第五章 雑則

（令四条例八九・追加）

（雑則）

- 第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（令四条例八九・追加）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

- 2 第五条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下「改正法」という。）附則第三条の規定により市町村立学校職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第五条第一項中「第三条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号）附則第三条」と、同項及び同条第二項中「その職員に係る定年退

職日」とあるのは「昭和六十年三月三十一日」と読み替えるものとする。

（定年に関する経過措置）

- 3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

（令四条例八九・追加）

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、市町村立学校職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に市町村立学校職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された市町村立学校職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった市町村立学校職員（以下この項において「末日経過市町村立学校職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過市町村立学校職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（令四条例八九・追加）

附 則（平成一三年条例第四〇号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年条例第八九号）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第二条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第五条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する市町村立学校職員（以下この項において「旧条例勤務延長市町村立学校職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の福島県市町村立学校職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第五条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長市町村立学校職員に係る旧条例第三条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第四条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第四条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第四条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第五条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している市町村立学校職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第四条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第五条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条から附則第六条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第四条に規定す

る定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 一 施行日前に旧条例第三条の規定により退職した者
 - 二 旧条例第五条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者
 - 三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前二号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
 - 四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 一 施行日以後に新条例第三条の規定により退職した者
 - 二 施行日以後に新条例第五条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
 - 三 施行日以後に新条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - 四 施行日以後に新条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - 五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
 - 六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された市町村立学校職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、組合(県が加入する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合をいう。以下次項及び附則第六条において同じ。)における前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

第五条 任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める市町村立学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあって

ては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める市町村立学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第一項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第三條第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める市町村立学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第二項及び附則第十條において同じ。）に達している者（新条例第十二條の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三條第三項から第五項までの規定を準用する。

第六條 任命権者は、前條第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三條第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前條第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二條の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三條第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第十三條第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第三條第三項から第五項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職及び年齢）

第七條 令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八條第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第四條に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢）

第八條 令和三年改正法附則第四條から第七條までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四條から第七條までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八條第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める市町村立学校職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第九條 令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第三條から第六條までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八條第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している市町村立学校職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第十條 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十

三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第四条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新条例第五条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された市町村立学校職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢）

第十一条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は年齢六十年とする。

（福島県市町村立学校職員の再任用に関する条例の廃止）

第十二条 福島県市町村立学校職員の再任用に関する条例（平成十三年福島県条例第四十号）は、廃止する。